コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを、経営者がその使命を果たして株主の皆様の負託に応えるために必要不可欠な仕組みと位置付けています。経営者の使命とは、「FUJITSU Way」で掲げる企業理念の下、目先の利益のみを追いかけるのではなく、お客様やお取引先様の信頼に応え、社員が生き生きと誇りを持って働き、社会に貢献する経営を行うことです。こうした経営の実践を通して、当社は、中長期的な成長や企業価値の向上を実現します。

コーポレートガバナンス体制の枠組み

当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社制度の長所を活かしつつ、取締役会における非執行取締役（独立社外取締役および社内出身の業務を執行しない取締役をいう。以下、同じ）による業務執行取締役の業務執行に対する監督の実効性と多様な視点からの助言の確保を以下の方法により実現します。

a 業務執行を担う「業務執行取締役」に対し、業務執行の監督機能を担う「非執行取締役」を同数以上確保する。
b 非執行取締役の主要な構成員を独立社外取締役とし、社内出身者である非執行取締役を1名以上確保する。
c 独立社外取締役は、当社が定める独立性基準（以下、「独立性基準」という）を満たす社外取締役とする。
d 非執行取締役候補者の選定に当たり、出身の属性と当社事業への見識を考慮する。
e 監査役による取締役会の外からの監査および監督と、非執行役員（非執行取締役および監査役をいう。以下、同じ）を中心に構成する任意の指名委員会、報酬委員会および独立役員会議により取締役会を補完する。
f 独立社外監査役は、独立性基準を満たす社外監査役とする。

当社は、2015年12月の取締役会決議によって、コーポレートガバナンスに関する当社の考え方を整理した基本方針「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しました。
https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

このほか、コーポレートガバナンスの詳細については当社Webサイト（企業情報／社会・環境分野の取り組み／マネジメント体制／コーポレートガバナンス）をご覧ください。
http://www.fujitsu.com/jp/about/csr/management/governance/

コーポレートガバナンスの不断の強化

執行役員専務
ゼネラル・カウンセル／CISO
安井　三也

当社は、コーポレートガバナンスを不断に見直し、常に最善の体制を維持することを基本方針に据えています。昨今の取り組みとしては、2018年3月に相談役・顧問制度を廃止し、2018年7月に社外役員である向井取締役に報酬委員会の委員長へご就任いただくなど、コーポレートガバナンスの透明性の向上、監督の強化に取り組んできました。

さらに、社外役員の阿部取締役が直接、投資家に経営方針の説明や建設的な対話をする機会も増えました。2019年も社外役員にこのような活動を継続していただき、社内役員と共に、ステークホルダーに対する経営の説明責任を果たしていきたいと考えています。

また、2018年10月の経営方針進捗レビューで発表しましたように、当社は、「質を変える」取り組みを早期に実現するため、経営体制の見直しを実施しました。「意思決定と実行のスピードアップ」および「責任と権限の明確化」を図るため、執行体制のスリム化を実行するという方針の下、業務執行取締役2名から辞任の申し出があり、2018年12月31日付で退任しました。その結果、取締役会の構成は、2019年1月から業務執行取締役2名、非執行取締役6名となり、取締役会の経営監督機能をより一層期待できる構成となります。これを活かし、取締役会の実効性をさらに向上させることにつなげます。

コーポレートガバナンスの強化は経営方針の早期実現にも資するものと考えますので、今後も最善のコーポレートガバナンスを追求し、発展に努めます。

1. コーポレートガバナンス体制の概要

これまでのコーポレートガバナンス強化のための取り組み

2006年	2009年	2015年		2017年	2018年
取締役の任期を1年に短縮	指名委員会・報酬委員会の設置	独立役員会議の設置	「コーポレートガバナンス基本方針」の制定	「業績連動型株式報酬」制度の導入	相談役・顧問制度の廃止
取締役の経営責任のさらなる明確化のため	役員の選任プロセスおよび役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性、役員報酬体系・水準の妥当性を確保するため	業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めるため	株主に対して、コーポレートガバナンスの基本的な考え方を踏まえた仕組みの整備、運用の基本方針を示すため	業務執行取締役に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与え、株主視点での経営を一層促すため	経営責任の明確化やコーポレートガバナンス強化のため

主な会議体・委員会の責務と構成

取締役会	当社は、経営の重要な事項の決定と監督を行う機関として取締役会を設置しています。取締役会は、法令および定款に反せず、妥当と考える最大限の範囲で、業務執行に関する権限を代表取締役およびその配下の執行役員以下に委譲し、取締役会はその監督および助言を中心に活動を行います。また、取締役会は、独立性が高く、多様な視点を有する社外取締役を積極的に任用することにより、監督および助言機能を強化しています。取締役の任期は1年です。 2019年1月1日現在、取締役会は、業務執行取締役2名、非執行取締役6名（うち、社外取締役4名）の合計8名で構成されており、取締役会議長は、業務執行の最高責任者である社長から分離しています。
監査役（会）	当社は、監査機能および監督機能として監査役（会）を設置しています。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務の決定にも執行にも関与しない、より独立した立場から取締役会および業務執行機能の監査および監督を行います。監査役の任期は4年です。 2019年1月1日現在、監査役会は、監査役5名（うち、常勤監査役2名、社外監査役3名）で構成されています。 当社監査役のうち、常勤監査役 近藤芳樹は、国内営業部門およびSE部門の管理業務に携わった経験が豊富であり、当社の主力ビジネスであるサービスビジネスに関する深い見識を有しています。同じく、常勤監査役を務める広瀬 陽一は、当社の財務・経理本部長を務めるなど財務・経理部門における長年の経験に加え、テクノロジーソリューションを中核としたビジネスモデルへの変革に深く携わるなど、財務会計の分野のみならず、経営に関する豊富な知見を有しています。なお、社外監査役の専門性については、P45-46の「社外役員の選任状況」をご参照ください。
指名委員会・報酬委員会	当社は、役員の選任プロセスの透明性および客観性の確保、役員報酬決定プロセスの透明性および客観性、役員報酬の体系および水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会および報酬委員会を設置しています。 指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の指名手続きと選定方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しています。 また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、定額報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役会に答申することとしています。 指名委員会および報酬委員会は「コーポレートガバナンス基本方針」において、その過半数を非執行役員で構成し、独立社外取締役を1名以上確保するものとしています。両委員会の2018年7月26日現在の委員は以下のとおりであり、両委員会共に非執行役員4名（うち、独立社外取締役2名）で構成されています。 • 指名委員会　委員長：小島和人氏 委員：横田淳氏、向井千秋氏、山本正已氏 • 報酬委員会　委員長：向井千秋氏 委員：横田淳氏、小島和人氏、山本正已氏

独立役員会議	当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関わる議論を活発化させるためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、2016年3月期にすべての独立役員（独立社外取締役4名、独立社外監査役3名）で構成する独立役員会議を設置しました。2018年3月期は同会議を6回開催しました。同会議では、議題を1、2テーマに限定して独立役員が情報を共有し議論を尽くすこととしており、各役員の意見の形成と取締役会における審議の活性化に寄与しています。
取締役・監査役を支援する体制	当社は、各役員が能力を発揮し、当社のコーポレートガバナンスにおける役割を果たせるよう、業務執行取締役、非執行取締役および監査役の区別なく、以下の支援を行っています。 • 役員が、外部の専門家の助言を含め各自が必要と考える情報を円滑に入手できるよう、費用面、人員面から支援する体制を整備する。 • 新規選任された役員に対して、役割や責務、社内体制、事業内容の説明など必要なトレーニングを実施する。また、役員選任後も上記内容につき適宜更新の機会を提供するとともに、役員が各自必要と考えるトレーニングを継続的に受けられるよう配慮する。 なお、社外役員については、当社の事業分野、企業文化などに対する知見が社内役員と異なることに鑑み、上記の支援および前述の独立役員会議に加え、社外役員をサポートする支援組織を設置し、各社外役員に当社の若手社員を補佐として配置して彼らを介して必要な会社情報に直接アクセスできる体制を敷いています。

執行組織の状況

当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員を置くとともに、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員常務以上で構成する経営会議を設置し、経営の効率性を高めています。

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図

（2019年1月1日現在）

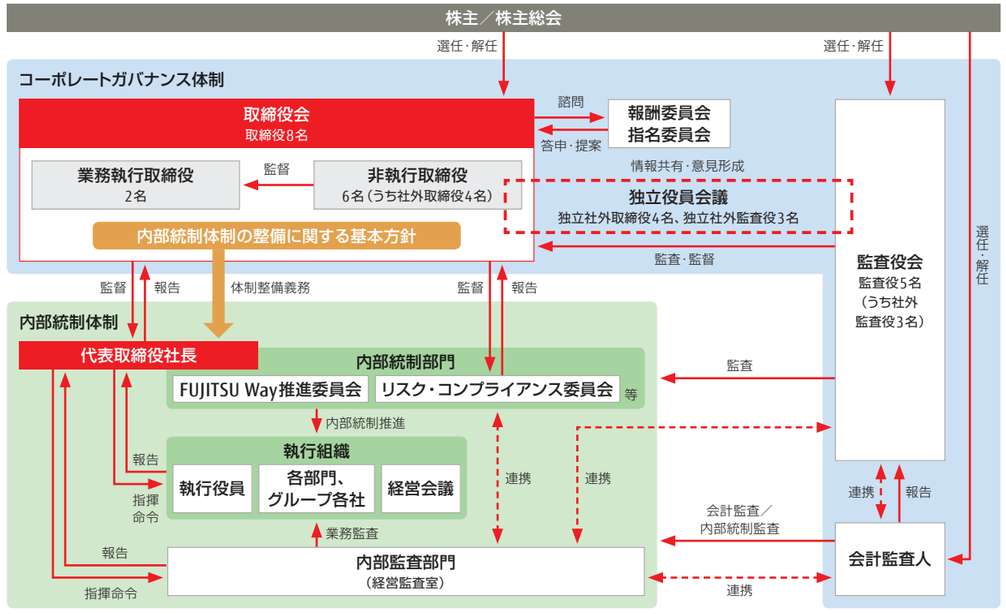

富士通の企業価値向上へ

取締役
小島　和人

2018年の株主総会でのご承認を経て、取締役に就任しました小島和人です。社内出身者である非執行取締役として選任されました。田中社長のリーダーシップの下、当社はビジネスモデル変革に取り組みながらグローバルな競争力を強化しており、成長戦略追求の途上です。富士通を良く知る取締役として、そのような当社の取り組みに助言、監督し、明るく活気ある職場の実現に貢献したいと考えています。また、非執行役員と業務執行取締役との間をつなぐ架け橋として、コーポレートガバナンスの強化や取締役会のさらなる活性化に寄与し、富士通の企業価値向上へつなげる役割を果たします。さらに、指名委員会の委員長として、富士通グループの未来を背負って立つ後継者のサクセッションプランにも力を入れ、株主様の負託に応えたいと考えています。

2. 社外取締役・社外監査役

社外役員の独立性基準

当社は、以下の基準に基づいて社外役員の独立性を判断しています。

a　現在または過去において以下のいずれにも該当しない者

(1) 当社グループ*1の取締役または使用人
(2) 当社の大株主*2の取締役、執行役、監査役または重要な使用人*3
(3) 当社の主要な借入先*4の取締役、執行役、監査役または重要な使用人*3
(4) 当社の会計監査人の社員または使用人
(5) 当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
(6) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭*5、その他財産を得ている者
(7) 当社の主要な取引先*6の取締役、執行役、監査役または重要な使用人*3

b　現在または過去3年間において以下のいずれかに該当する者の近親者*7でない者

(1) 当社グループの業務執行取締役、業務執行取締役でない取締役*8または重要な使用人
(2) 当社の大株主の取締役、執行役、監査役または重要な使用人*3
(3) 当社の主要な借入先の取締役、執行役、監査役または重要な使用人*3
(4) 当社の会計監査人の社員または使用人
(5) 当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
(6) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭、その他財産を得ている者
(7) 当社の主要な取引先の取締役、執行役、監査役または重要な使用人*3

*1 当社と当社の子会社
*2 当社の直近の事業報告に記載された上位10社の大株主
*3 当該大株主、借入先、取引先の独立社外取締役または独立社外監査役である場合を除く
*4 当社の直近の事業報告に記載された当社グループの主要な借入先
*5 年間の合計が1,000万円以上の専門的サービスなどに関する報酬、寄付等
*6 過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループとの取引の対価の支払額または受取額が、取引先または当社の連結売上高の1%を超える企業など
*7 2親等以内の親族、配偶者または同居人
*8 当社の社外監査役または社外監査役候補者である者の独立性を判断する場合に限る

社外役員の選任状況

当社では、経営の透明性、効率性を一層向上させるため、社外役員を積極的に任用しています。

当社は、前述の独立性基準によって社外役員の独立性を判断しており、社外役員の全員を当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に独立役員として届け出、受理されています。

なお、各社外取締役および社外監査役の役割、機能と具体的な選任状況に対する考え方は以下のとおりです。

〈社外取締役〉

横田　淳氏	イスラエル大使、ベルギー大使などを歴任され、欧州との経済連携協定交渉のための政府代表を務められるなど、国際経済交渉の専門家であり、また、グローバルな視点からの政治、経済に対する深い見識をお持ちであるため、社外取締役としての助言と監督といった役割を果たしていただけると考えています。なお、横田淳氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者などであった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。
向井　千秋氏	医師からアジア女性初の宇宙飛行士となった経歴をお持ちであり、当社の標榜するチャレンジ精神を最先端の科学分野で体現されており、広範な科学技術の知見に基づくグローバルで公正かつ客観的な監督と助言が期待できるため、社外取締役としての役割を果たしていただけると考えています。なお、向井千秋氏が特任副学長を務めている東京理科大学を運営する学校法人東京理科大学と当社は、営業取引関係がありますが、その取引金額は2018年3月期において約251百万円であり、当社の売上規模に鑑みて、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、当社は、同氏が独立性を有すると考えています。
阿部　敦氏	長年にわたる投資銀行業務やプライベート・エクイティ業務の経験を通して、ICT業界やM&Aについての深い見識をお持ちであり、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果断な意思決定への貢献が期待できるため、社外取締役としての役割を果たしていただけると考えています。なお、阿部敦氏が代表取締役を務める株式会社産業創成アドバイザリーおよび取締役を務めるオン・セミコンダクター・コーポレーションと当社との間には取引関係はありません。阿部敦氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者などであった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。
古城　佳子氏	日本国際政治学会理事長などの要職を歴任され、長年、民間企業を含む経済主体が国際政治に及ぼす影響などについての研究を重ねておられ、深い学識に基づき、国際政治の激動期における外部環境の変化への対応やSDGsへの取り組みなどについて幅広い助言と監督が期待できると考えています。また、古城佳子氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。

〈社外監査役〉

山室　惠氏	法曹界における長年の経験をお持ちであり、会社法をはじめとする企業法務および国内外のコンプライアンス対策に精通されているため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監督・監査機能および役割を果たしていただけると考えています。なお、山室惠氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者などであった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。
三谷　紘氏	検事、公正取引委員会の委員などを歴任され、法律のみならず、経済・社会など、企業経営を取り巻く事象に深い見識をお持ちであるため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監督・監査機能および役割を果たしていただけると考えています。なお、三谷紘氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者などであった経歴がないことから、当社は同氏が独立性を有すると考えています。
初川　浩司氏	公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験と、企業会計に関する広い知見をお持ちであるため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監査機能および役割を果たしていただけると考えています。なお、初川浩司氏が代表執行役を務められていたあらた監査法人（現 PwCあらた監査法人）は、当社の会計監査を担当したことはありません。当社と同監査法人には当社サービスに関わる営業取引関係がありますが、その取引金額は2018年3月期において約2百万円であり、当社の売上規模に鑑みて、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、当社は、同氏が独立性を有すると考えています。

取締役・監査役の構成（2019年1月1日現在）

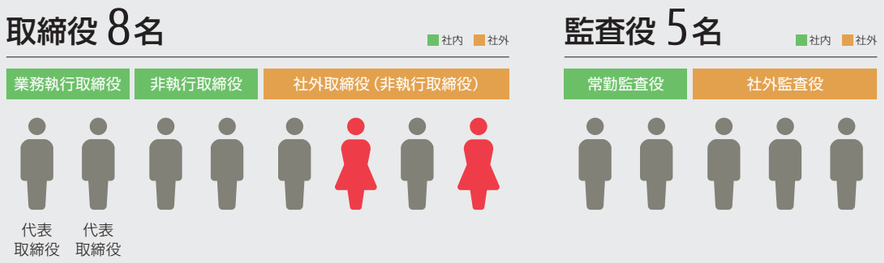

3.役員報酬の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しています。取締役および監査役の報酬等は、同委員会の答申を受けて取締役会で改定された以下の「役員報酬支給方針」に基づき、決定されます。

役員報酬支給方針

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、職責および役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系とする。

〈基本報酬〉

すべての取締役および監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じて月額の定額を決定する。

〈賞与〉

- 業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- 「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益および連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する「オンターゲット型」とする。

〈業績連動型株式報酬〉

- 業務執行を担う取締役を支給対象とし、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資する、業績連動型の株式報酬を支給する。
- あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3年間）、連結売上収益と連結営業利益を指標とする中長期業績目標とその業績達成度合いに応じた係数幅を設定し、基準株式数に業績達成度合いに応じた係数を乗じて、年度ごとの株式数を計算のうえ、業績判定期間の終了をもって、その合計株式数を割り当てる。

（ご参考）役員報酬項目と支給対象について

対象	基本報酬		賞与	業績連動型株式報酬
	経営監督分	業務執行分		
取締役	○	–	–	–
業務執行取締役	○	○	○	○
監査役	○		–	–

4.政策保有株式に関する取り組み

当社は、政策保有株式について、保有目的が明確であり、積極的な保有意義がある場合のみ保有します。現在保有する政策保有株式については、その保有の適否を検証し、継続して保有すべきと判断された銘柄以外については、保有の態様、規模、経緯などを踏まえ、順次売却を行い、縮減します。

なお、2018年3月末の政策保有株式ついては、個別に検証中であり、一部についてはすでに売却を実施していますが、今期内における検証結果および売却状況については、定時株主総会後に提出するコーポレートガバナンス報告書において、別途開示する予定です。

5.内部監査・会計監査および内部統制部門の状況

内部監査・会計監査体制

〈内部監査〉

内部監査組織として経営監査室を設置しています。経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施して結果を代表取締役社長に報告しています。内部監査の監査計画および監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会および会計監査人に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っています。

経営監査室は、公認内部監査人（CIA）、公認情報システム監査人（CISA）、公認不正検査士（CFE）などの資格を有する者など、内部監査に関する専門的な知見を有する従業員を相当数配置しています。

〈会計監査〉

会計監査人である新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画および監査結果を報告しています。また、必要に応じて意見交換なども行っており、連携して監査を行っています。

内部統制体制

〈内部統制部門〉

「内部統制体制の整備に関する基本方針」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会、FUJITSU Way推進委員会などがそれぞれリスク管理体制、コンプライアンス体制、財務報告に関する内部統制体制などの整備・運用を行い、基本方針に規定された職務を行っています。また、内部統制体制の運用状況については、定期的に取締役会への報告を行っています。

〈リスクマネジメント体制・コンプライアンス体制〉

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を「内部統制体制の整備に関する基本方針」の中心に位置付け、これらの体制をグローバルに統括する組織として、取締役会に直属するリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

同委員会は、代表取締役社長を委員長として、業務執行取締役を中心に構成されています。同委員会は、概ね年4回開催し、コンプライアンス違反や情報セキュリティを含む業務遂行上のリスクに関し、顕在化したリスクが適時に同委員会に報告される体制および内部通報制度の運用のほか、最高リスク・コンプライアンス責任者の実行方針を定めます。同委員会の活動の経過および結果は、定期的に取締役会に報告しています。

また、富士通グループのグローバルな区分である「リージョン」ごとに同様の機能を持つ委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会の下部委員会として、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制を富士通グループ全体に浸透させています。

最高リスク・コンプライアンス責任者は、当該方針に基づき、グループ内の組織を指揮して、業務遂行上のリスクの顕在化の防止に取り組んでいるほか、顕在化した業務遂行上のリスクにより生じる損失を最小限にとどめる活動を行っています。

6.2018年3月期のコーポレートガバナンスの実績（レビュー）

当社は、企業価値の持続的向上を目指し、コーポレートガバナンスの強化に努めています。2018年3月期の取り組み状況は以下のとおりです。

取締役会・監査役会の開催および出席

取締役会（うち臨時取締役会）	監査役会（うち臨時監査役会）	社外取締役の取締役会への出席状況	社外監査役の取締役会への出席状況	社外監査役の監査役会への出席状況
13回（1回）	9回（1回）	100% 須田美矢子氏100%、横田淳氏 100%、向井千秋氏 100%、阿部敦氏 100%	100% 山室惠氏 100%、三谷紘氏 100%、初川浩司氏 100%	100% 山室惠氏 100%、三谷紘氏 100%、初川浩司氏 100%

取締役および監査役の報酬等の総額および種類別の額

区分	人数	報酬等の種類				報酬等の総額
		基本報酬	株式取得型報酬	賞与	業績連動型株式報酬	
取締役（社内）	6人	307百万円	9百万円	33百万円	6百万円	356百万円
社外取締役	4人	58百万円	—	—	—	58百万円
監査役（社内）	3人	73百万円	—	—	—	73百万円
社外監査役	3人	43百万円	—	—	—	43百万円

（注）1. 上記には、2018年3月期に退任した役員を含んでいます。
2. 取締役（社外取締役含む）の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、年額6億円以内とし、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を、年額3億円以内、割り当てる株式総数を年43万株以内とすることを決議いただいています。また、2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において、監査役（社外監査役含む）の報酬額は、基本報酬を年額1億5千万円以内と決議いただいています。当社は、この報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しています。
3. 株式取得型報酬は、役員持株会を通じて自社の株式を取得するための金銭報酬であり、2017年4月から2017年6月に関わるものです。
4. 業績連動型株式報酬は、2018年3月期に費用計上した金額を記載しています。

取締役会の実効性評価

取締役会は、その実効性の維持、向上のため、取締役会の評価を毎年行うことを「ガバナンス基本方針」に定めています。

前期の評価を踏まえた当期の取り組み

監督機能の強化のため、重要な事項に関して、取締役会審議後の進捗、検討状況を可視化し、継続して社外役員が監督する仕組みを導入しました。さらに、取締役会の議論を補完するため、独立役員会議において、社外役員の情報交換や意見の醸成を図る取り組みを継続しました。

当期の評価方法

「役員が必要と考える情報が円滑に提供されているか」「役員に対してトレーニングの機会や費用支援等が適切に提供されているか」等の観点で独立社外役員と取締役会議長である会長との議論により意見聴取を行いました。

当期の評価結果

- 中長期的な戦略、事業計画の策定に取締役会が責任を負うことは重要であり、このような重要な案件により時間をかけ、議論を深めるべきである。限られた時間の中で議論を深化させるために、計画的なテーマ設定や、資料の体裁、報告内容等において、改善の余地がある。
- 事業内容に関する事項は、独立役員会議において十分な情報提供および議論がなされており、今後も、独立役員会議と取締役会の連携を深めることが望ましい。
- 会社は各役員からの要請によって適宜情報提供等をしているが、より積極的な情報および教育機会の提供があることが望ましい。

説明責任

当社では、株主・投資家などのステークホルダーに対する企業・経営情報の説明をコーポレートガバナンス上の重要課題の1つと認識しており、適時・適切な情報開示に努めています。

面談	回数	内容
証券アナリスト・機関投資家向け定期的説明会	10回	社長による経営方針説明会、社長および最高財務責任者（CFO）による決算説明会、各事業責任者による事業戦略説明会を定期的に開催しています。また、社長、CFO、各事業責任者クラスによる説明会では、必ずマスコミ向けの説明会も開催し、報道を通じて個人投資家の皆様にも情報が伝わるよう配慮しています。
海外投資家向け定期的説明会	10回	CFOおよびIR担当者が定期的に海外の機関投資家訪問を行っています。また、欧米にIR担当者を駐在させ、決算時にかかわらず常に投資家とのリレーションを持っています。
個人投資家向け説明会	5回	個人投資家向け説明会は定期的に開催していませんが、証券会社の支店などで不定期に開催しています。また、個人投資家向け専用サイトにお問合せフォームを設置し、個人投資家の皆様とのリレーション向上に努めています。
株主との対話	12回	株主総会の開催前には、実質株主である主要機関投資家を訪問して当社の経営方針、コーポレートガバナンス体制の考え方、株主総会上程議案などについて説明しています。また、社外取締役の阿部敦氏が直接投資家からの質問に応える機会を設けるなど、積極的な対話を実施しています。

動画、プレゼンテーション資料、質疑応答などは下記サイトでご覧いただけます。
http://pr.fujitsu.com/jp/ir/library/presentation/